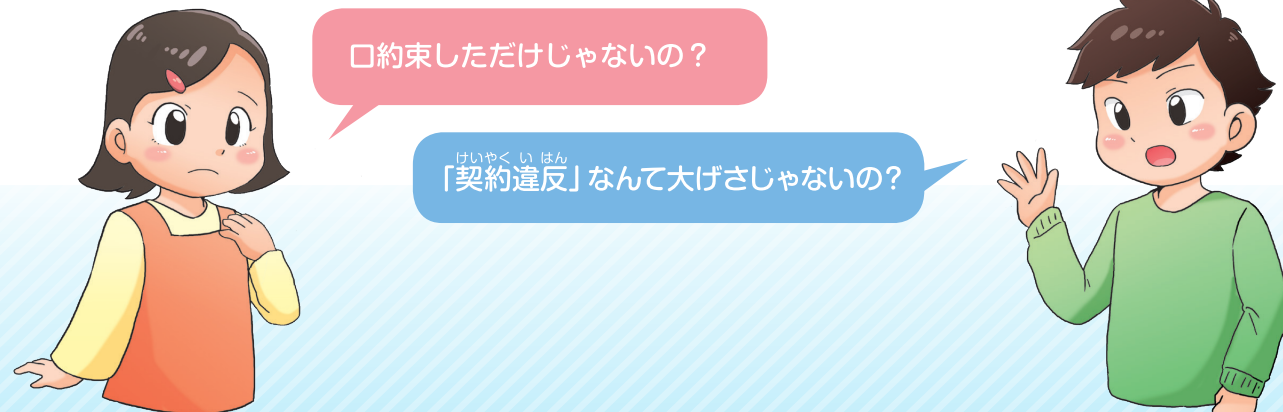


CHAPTER 3 「買う」について

「契約」という言葉を知っていますか？ 契約とは、「法的な責任が生じる約束」のことです。私たちは、日常生活の中で知らないうちにたくさんの契約を交わしているのです。



「契約」とは店で商品を買う時などに、買う側はお店にお金を払い、売る側は商品を渡すことを、お互い納得して結ぶ約束のことです。しかし、契約は単なる約束とは違い、民法が定める法律上のルールです。契約をした以上、それを守らなければならないことが法律によってルールになっています（法的拘束力）。

お店で商品を買うのに、いちいち契約書を書いたりしません。口約束でも契約は成立するので、よく考えずに契約するとあとで困ることになります。

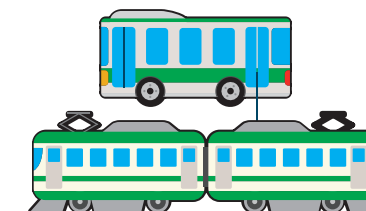
こんなことも契約です。



本を買う



レンタルDVDを借りる



電車やバスに乗る

消費者（買う側）は事業者（売る側）と契約を結ぶか、どの事業者と契約するかを選ぶことができます。もちろん契約を断ることもできますが、いったん契約をしてしまうと、相手側の承諾が無ければ一方的にやめたり変更したりすることはできません。未成年者の契約は両親などの同意が必要です。

**！ 行動ポイント** 「買う」ことは「契約」。自分の都合で勝手にやめられないのでよく考えて行動しよう。

たとえ、おこづかい程度の金額の買い物だったとしても、一度契約が成立すると取り消すことはできません。しかし、一般的にその範囲を超えるような金額で、小学生など20歳になっていない人（未成年者）が親（法定代理人である親権者）の同意なく契約した場合は取り消すことができます。ただし、「20歳以上」とうそをついて契約した場合は、取り消すことができません。

※2022年4月から、成年年齢が18歳に引き下げられます。

? 「契約」知識クイズ

Q1 次の文章を読み、「契約」による行為をA～Cの中から選びましょう。

- 隼人くんは土曜日に
- A バスに乗って市役所まで行きました。
- B 近くのコンビニで雑誌を買いました。
- C 美香さんと一緒に図書館へ行き、宿題を仕上げました。

Q2 次の文中のA・Bのうち、正しい方を選びましょう。

文具店で「このボールペンをください」と申込み、店員が「はい、300円になります」と売ることを承諾すればその時点で「売買契約」が成立 [A.する・B.しない]。

→難しいと思ったら、このページを読み返してみよう